

第1回差別のない明るい飯山市を築く審議会次第（要旨）

日 時 令和3年11月15日（月）

午後1時半～午後2時40分

場 所 市役所3階 31号会議室

【委嘱状交付式】（進行：湯本教育部長）

1 開 会

2 委嘱状交付（机上配布）

3 あいさつ

市 長：今日における人権問題は、いじめや虐待等の子どもの人権問題に加えインターネットを悪用した人権侵害、障害等を理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、同和問題（部落差別）等の様々な人権問題も依然として存在しています。

市では、平成24年3月に「人権が尊重されるまちづくり」を基本理念とした、「飯山市人権政策基本方針」を策定し、人権の視点に立つて行政施策を進めているところです。

今回は、人権に関する市民意識調査を踏まえ、差別のない明るい飯山市を実現するための方法について審議していただくため条例に基づき諮問をさせていただきます。

教育長：市長からのあいさつにもありましたように、今日における人権意識にかかわる環境の変化は大きく、SNS等の普及に伴うインターネット上の誹謗中傷が顕在化するなど、人権にかかわる新たな課題が生じてきております。また、信濃毎日新聞にも連載されていましたが、「棘刺さったまま」今ここにある差別、の記事のように執拗な差別に長い間、苦しむ方々もいらっしゃいます。

そのような状況に対応するため、国は様々な差別が今なおあることを明確にするため「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」を施行し、各自治体においても人権条例の改正等が進められております。

また、飯山市においても人権に関する市民意識調査を行い、その中では偏見や差別が依然として存在している結果が感じられますし、併せて、人権団体からも人権条例の見直しについて要望が出されております。

このような状況の中で有りますので、この度の本審議会におきまして、差別のない明るい飯山市を実現するために、現条例の内容等につ

いてもご審議をいただきたく、お願い申し上げるところでございます。

4 自己紹介

【第1回審議会】（進行：湯本教育部長）

1 開 会

2 正副会長の選出について（事務局案：柳人権政策課長）

会 長 常盤井 智行

副会長 丸山 信一

会長あいさつ

飯山市の人権同和男女共同参画地域推進員ということで人権同和に対して微力ながら関わっているところです。今回、市長また教育長からインターネット上での差別であったり、基本的人権に関わるような情報が洩れているなど、様々な状況がある中で飯山市の人権条例等をどうすれば良いのか諮問がありましたので、誠心誠意お答えできるように対応していきたい。

3 諮 問 市長から会長へ諮問

—市長・教育長は他の公務のため退席—

4 審議事項

(1) 審議会のスケジュール等について【資料1】（説明：石田人権同和係長）

会 長：差別のない明るい飯山市を実現するため方法についてという漠然とした内容となっている。先ほどの教育長のあいさつには、差別事象が沢山ある中で部落差別という話もあったが、検討内容も非常に幅が広くどんな事を中心に話し合えば良いのか。

事務局：おっしゃる通り、検討内容の幅が広いということで、この後の(2)人権課題に関する状況を説明させていただき、まずは、現在の状況を共有いただき、その後人権条例を含めどのような方法を取っていけば良いのかご検討願います。

(2) 人権課題に関する状況について（説明：柳人権政策課長）

①市民意識調査結果及び現状の取組み【資料2・3】

②国の状況【資料4】

③近隣市町村の状況【資料5】

委員：市民意識調査について、前回調査結果の対象数や回答数が判らないので教えて欲しい。

事務局：今回の調査には掲載されていませんが、対象数は同数で回答数もほぼ同じ結果となっています。

会長：この市民意識調査によると、まだまだ差別意識や差別の現実があるという事が読み取れること、また市でもいろいろ施策に取り組んではいるが差別解消には至っていない現状を理解していただきたい。それと、資料5のところで条例について触れていますが、施策は条例に基づいて行うわけで、近隣市町村の条例でも部落差別解消推進法等を追記することにより国の法律内容を盛り込んでいることを参考として検討していけば良いか。

事務局：そのように検討いただければ良いと思います。

会長：ということは、具体施策をどうすればという事ではなくて、条例という形の中で、現条例に何を盛り込んでいくのかという方向でこの審議会を進めて行けば良いということか。

事務局：良いと思います。

委員：現条例は平成9年に施行されたもので、すでに25年近く経過しており、近隣市町村の様にもっと早く改正されるべきだったと思っていた。国も平成28年に人権三法を作り取組みを強化しているわけで、各市町村も国にならって進めて行くには条例改正だと思う。時代に即した内容に変えていくべきと考える。

加えて、差別に対する人権救済方法についても今後の課題と考える。

会長：方向性が見えてきたような気がしておりますが、現条例の見直しを考えるとということで進めて行きたいと思いますが、皆さんどうでしょうか。

委員：市民意識調査を行って、ある程度の結果が出ていると思いますが、その結果を分析する中で現条例で不足する分、他市町村条例との違いを見ながら検討していければと思います。

委員：同じく、市民意識調査の結果を踏まえ条例に生かしていく、また、調査に無い様なインターネットの部分も含めて検討していければ良いのではと思う。

委員：人権問題や差別問題については、まずは、正しく知る事がとても大事であると思います。しかし、正しく知ったからと言って差別は無くならない。何度も学習をしていく事が大事であると思います。

現状も過去から各団体が続けてきた活動により成り立っている訳で、活動を止めてしまえば、あっという間に 50 年前の状態に戻ってしまう。そういう意味で、さらにみんなで取組んで行けるような内容を取り入れて欲しい。

会 長：改めて確認しますが、施策をどうのという事ではなく、条例を少し変更していくという事で進めていいですか。

委 員：了承

会 長：それでは、委員の皆さんから出された意見が反映できるよう。現条例の変更内容について今後の審議会で協議していきたいと思えます。

事務局：ご協議ありがとうございました。

本日いただいた意見をもとにしまして、次回、12/13 日の審議会準備を進めてまいります。

(3) 次回審議会

12月13日(月) 午後 1時30分～

(4) その他

特になし

4 閉 会